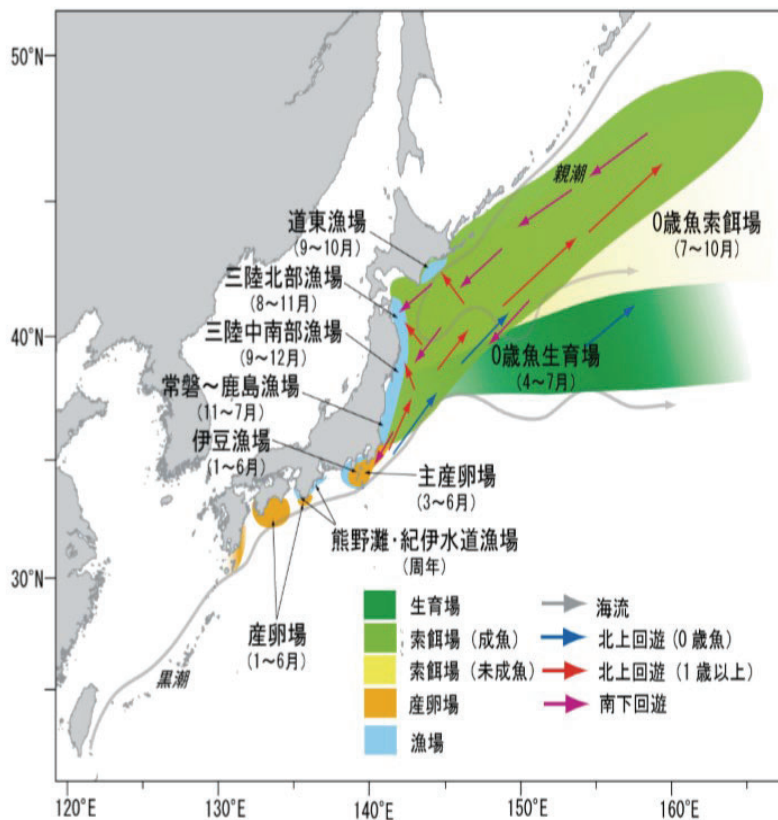




マサバ太平洋系群 令和3年度資源評価結果

1

マサバ太平洋系群 生物学的特性

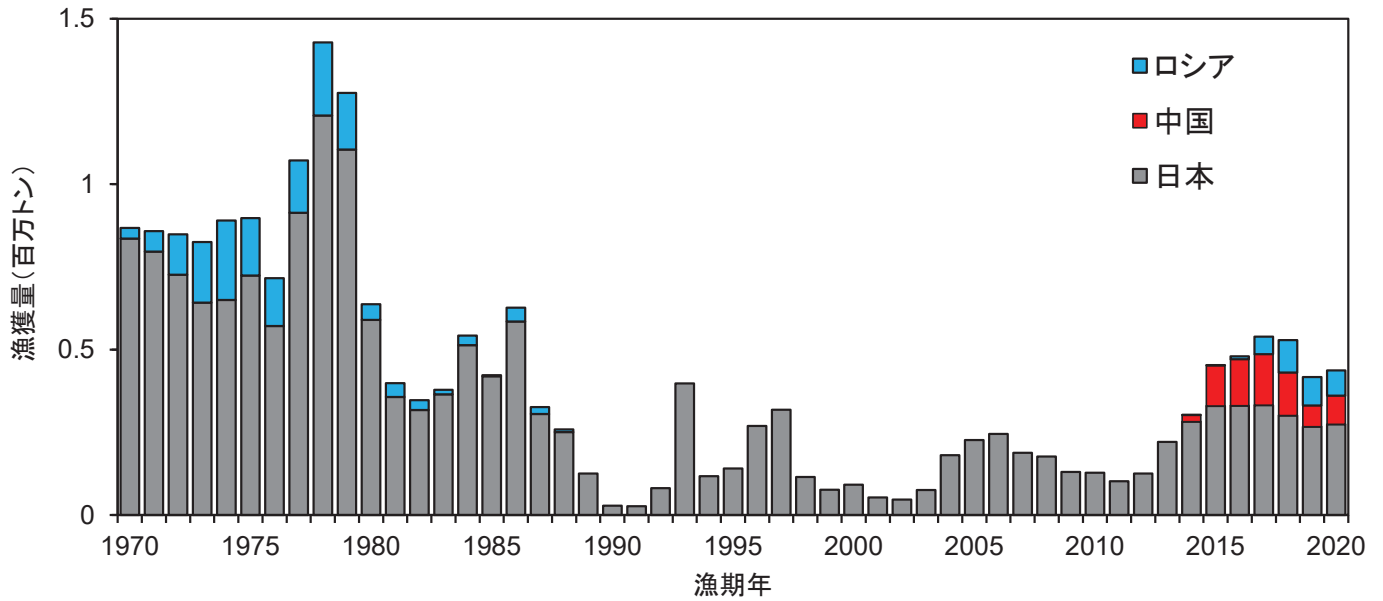


生物学的特性

- 寿命：7～8歳（最高11歳）
- 成熟開始年齢：1970～1975年、2015～2017年は2歳（20%）、1976～1986年は2歳（30%）、2005～2014年は2歳（50%）など、年により異なる
- 産卵期・産卵場：1～6月、主に伊豆諸島周辺海域（3～6月）、他に足摺岬、室戸岬周辺や紀南などの太平洋南部沿岸域や東北海域
- 食性：稚魚は動物プランクトン、幼魚以降はカタクチイワシなどの魚類やオキアミ類などの甲殻類、サルバ類など
- 捕食者：サメ類などの大型魚類、ミンククジラ

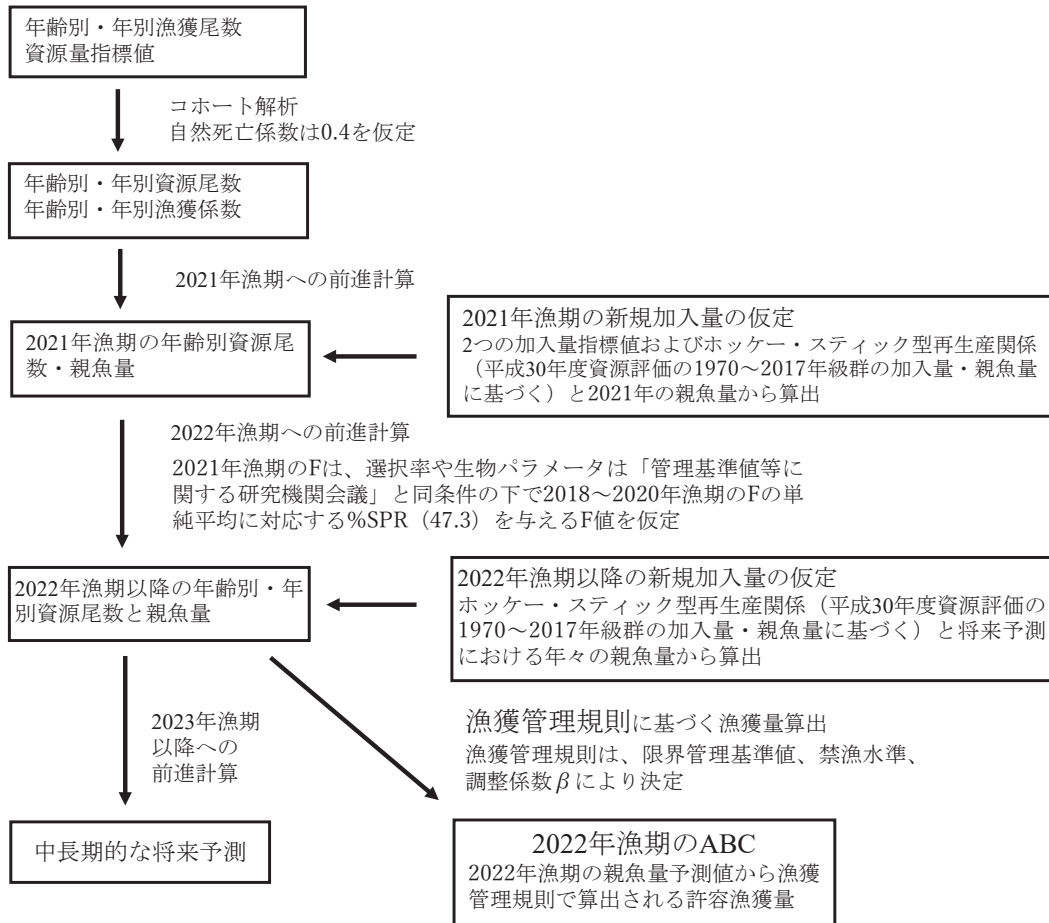
2

漁獲量の動向

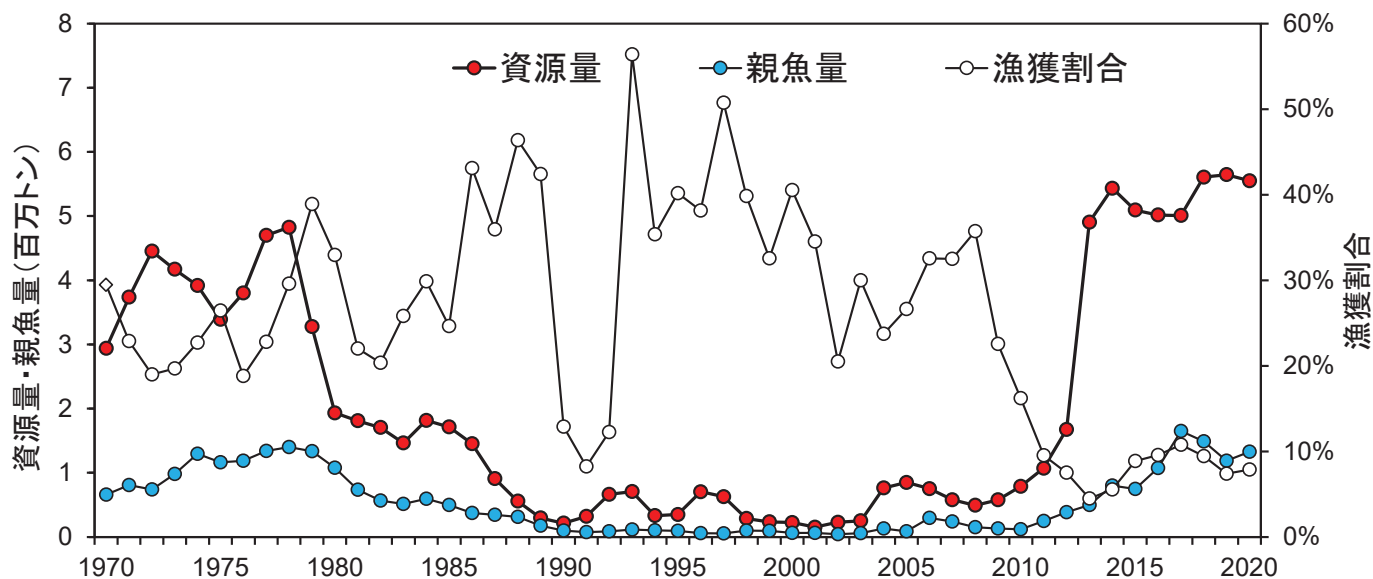


- 1990、1991年漁期に3万トン程度まで落ち込むが、2013年漁期以降増加
- 2020年漁期の我が国漁獲量:27万トン

資源評価の流れ



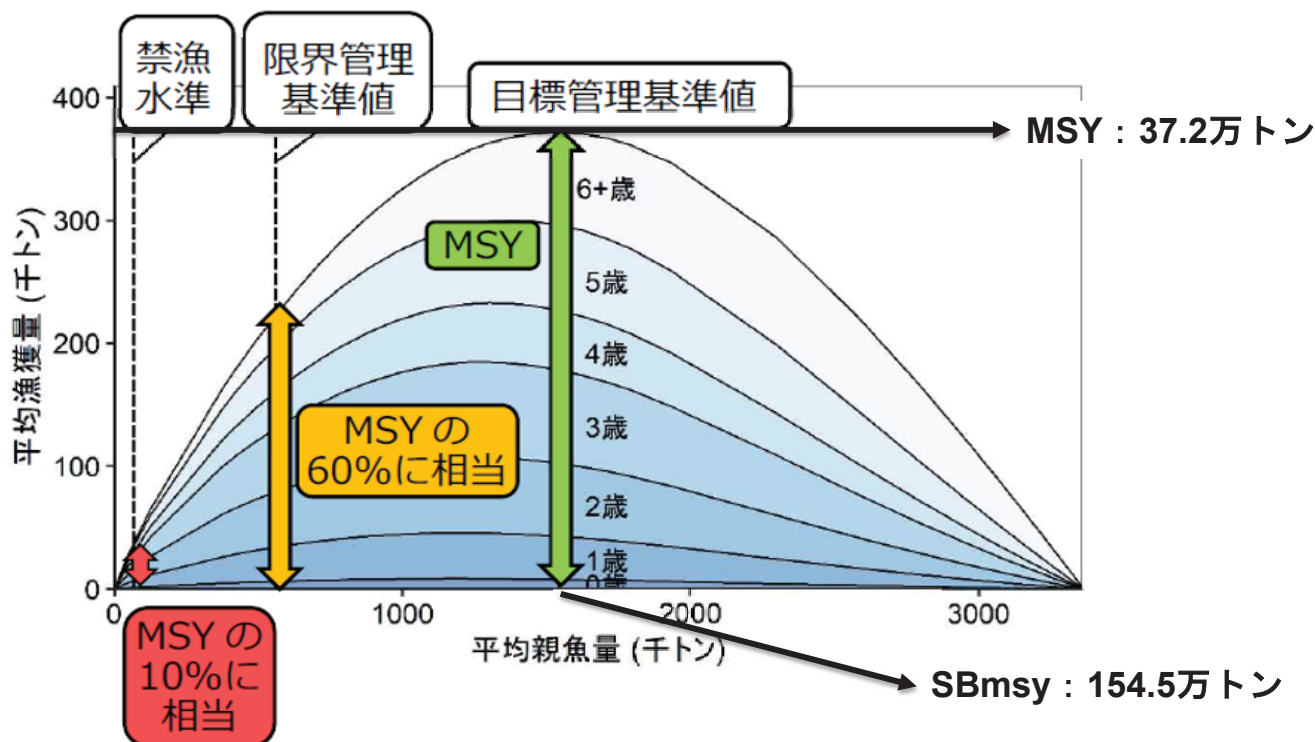
資源の動向



●資源量： 2013年漁期は491万トンとなり、その後もさらに増加
2020年漁期は555万トン

●親魚量の動向は「増加」

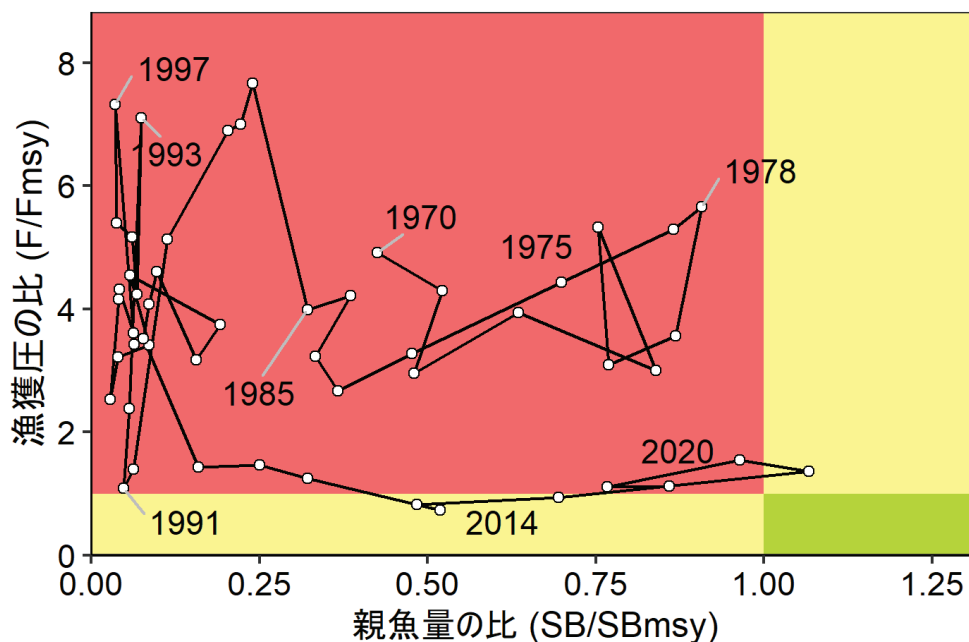
マサバ太平洋系群のMSY



●最大持続生産量 (MSY) : 37.2万トン

●MSYを実現する親魚量 (SBmsy、目標管理基準値) : 154.5万トン

マサバ太平洋系群の神戸プロット(チャート)



※神戸プロット: 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したものの

- 2020年漁期の親魚量: MSYを実現する親魚量を下回っている。
- 2020年漁期の漁獲圧: MSYを実現する漁獲圧を上回っている。

将来の親魚量及び漁獲量の推移

将来の平均親魚量(千トン)

2030年に親魚量が目標管理基準値(154.5万トン)を上回る確率

β	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	1,328	1,654	1,979	2,826	2,693	2,487	2,288	2,088	1,960	1,894	1,852	51%
0.9	1,328	1,654	1,979	2,874	2,780	2,592	2,402	2,200	2,066	1,995	1,951	56%
0.8	1,328	1,654	1,979	2,924	2,871	2,703	2,524	2,322	2,183	2,107	2,060	60%
0.7	1,328	1,654	1,979	2,975	2,965	2,821	2,656	2,455	2,312	2,230	2,180	65%

将来の平均漁獲量(千トン)

β	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	437	565	549	688	605	574	544	502	473	455	443
0.9	437	565	499	636	567	543	518	480	452	435	424
0.8	437	565	448	581	525	508	489	454	428	412	401
0.7	437	565	396	523	479	468	454	424	400	385	375

漁獲管理規則に基づく将来予測において、 β を0.7~1.0の範囲で変更した場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移

2021年漁期の漁獲量は同年に予測される資源量と2018~2020年の平均漁獲圧により565千トンと仮定し、2022年漁期から漁獲管理規則に基づく漁獲を開始

マサバ太平洋系群の広域資源管理

1 資源の現状（令和3年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は491万トンとなり、その後もさらに増加し2020年漁期は555万トンであった。

2020年の親魚量（SB）は133万トンで、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量（MSY）37万トンを実現するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トンを下回り、2020年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F_{msy}）を上回っている。親魚量の動向は近年5年間（2016～2020年漁期）の推移から「増加」と判断される。

2 関係漁業種類

- (1) 大臣許可漁業 大中型まき網漁業
(2) 知事許可漁業等

県名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針（令和2年10月15日付け農林水産省告示第1982号）で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トン）を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度（7月1日から翌年6月末日まで）の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理計画における自主的管理措置
年間60日以上の休漁を実施している。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区資源管理計画管理委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503 統日	2,549統日	16%
2021漁期(7-6月)	19日	441 統日	1,969統日	18%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千 葉	休漁日の設定	毎週金曜日
サバ釣り漁業	神奈川県 <small>(みうら漁協)</small>	休漁日の設定	6～8月 毎週土曜日 9～5月 毎週土曜日及び毎月第2・第4火曜日
		操業時間規制	5～9月 投錨5時30分、 操業終了15時 10～4月 投錨6時、 操業終了15時
サバたもすくい	神奈川県	休漁日の設定	毎週金曜日
サバスくい網漁業及び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1か月間の操業日数20日間以内
中型まき網漁業	静 岡 <small>(根拠地：伊豆東部)</small> <small>(根拠地：駿河湾)</small>	休漁	連続した14日間の係船休漁（6月、11月～翌年5月）及び月3日の定期休漁 月4日の定期休漁